

平成23年7月16日  
原子力安全・保安院

## 関西電力株式会社大飯発電所1号機の原子炉手動停止について

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、平成23年7月16日、関西電力より調整運転中である大飯発電所1号機において、本日13時00分から出力降下し、21時00分に原子炉を停止することを決定した旨の報告を受けました。

報告によると、7月15日22時46分に蓄圧タンク<sup>※1</sup>の圧力が3.65MPaまで低下し、保安規定の制限値（4.04MPa以上）を下回ったため、23時00分に運転上の制限の逸脱<sup>※2</sup>を宣言しましたが、その後の窒素注入により、23時45分に蓄圧タンクの圧力が制限値以上の4.09MPaまで回復、運転上の制限の逸脱からの復帰をしました。

しかしながら、現時点において、圧力低下の原因が判明していないため、原子炉を停止し、調査することとしたものです。

保安院は、運転上の制限の逸脱を受けて、現地駐在の原子力保安検査官により、立入検査を行い、保安規定の遵守状況について確認しています。

さらに今後、事業者が行う原因究明及び是正処置について確認するとともに、現在、定期検査中であることから、当該設備の機能の確認を行います。

### 1. 関西電力からの報告内容

大飯発電所1号機において、定期点検期間の定格熱出力一定運転中（調整運転中）のところ、7月16日13時00分に出力降下を行い、20時00分に発電機を停止し、21時00分に原子炉を停止することを決定しました。

停止に至った経緯としては、蓄圧タンクの圧力が通常4.60MPaのところ、7月15日22時46分に4.178MPaを下回ったため、「C-アキュムレータ圧力高/低」警報が発信されました。その後、3.65MPaまで低下し、制限値（4.04MPa以上）を下回ったため、23時00分に運転上の制限の逸脱を宣言しました。23時20分から窒素による加圧を開始し、23時45分に蓄圧タンクの圧力が制限値以上の4.09MPaまで回復したため、運転上の制限の逸脱からの復帰を宣言しました。その後、蓄圧タンクの圧力の監視を強化するとともに、蓄圧タンク及びその周辺の外観点検を行ったものの、異常は認められませんでした。今後、原子炉を停止し、圧力の低下の原因を調査することとしました。

### 2. 保安院の対応

モニタリングポストの有意な上昇もないため、本事象による外部への放射性物質の影響はありません。

保安規定の運転上の制限の逸脱を受けて、現地駐在の原子力保安検査官は、立入検査を行い、保安規定の遵守状況について確認しています。

さらに今後、事業者が行う原因究明及び是正処置について確認するとともに、現在、定期検査中であることから、当該設備の機能の確認を行います。

- ※1 蓄圧タンクとは、緊急時にホウ酸水を原子炉に注入し、停止させるためにホウ酸水を一定の圧力以上に加圧して貯蔵するタンク。
- ※2 運転上の逸脱とは、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数が定められているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行うことが求められます。なお、定められた時間内に当該機器を復旧させるか、または出力低下などの予め定められた措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

**【本発表資料のお問い合わせ先】**

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：米山、今里

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）